



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和 8 年 8 月 2 1 日（金） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
県民生活課	消費生活安全係	市橋	内線 3020 直通 058-272-8204 FAX 058-278-2889

令和 8 年度第 1 回岐阜県消費者安全確保地域協議会を開催します

県では、昨年 8 月に、消費者安全法第 11 条の 3 に規定する消費者安全確保地域協議会を設置し、同協議会未設置の市町村への設置促進及び設置市町村の活動支援等を行っています。

このたび、標記協議会を下記のとおり開催します。

記

1 日 時 令和 8 年 8 月 2 7 日（木） 1 4 : 4 5 ～ 1 6 : 0 0

※本会議に先立ち、「岐阜県消費生活安定審議会」を開催するため、開始時間が前後する可能性があります。

2 場 所 県庁 1 8 階 会議室 1 8 0 1（Teams によるオンライン会議）
（岐阜市藪田南 2 - 1 - 1）

3 議事（予定）
（1）岐阜県の協議会設置状況
（2）令和 8 年度の協議会の取組
協議会未設置市町村の現状把握、働きかけ
広域連携による持続可能な相談体制の構築
消費生活協力員・協力団体制度の活用
（3）構成団体の取組状況
郵便局による集落支援員の取組
～飛騨市における集落支援員による見守り～

4 構 成 員 別紙のとおり
県は環境エネルギー生活部長等が出席予定

<岐阜県消費者安全確保地域協議会>

- ・消費者安全法第 11 条の 3 の規定により令和 7 年 8 月 2 7 日に設置。
- ・消費者安全法に基づき、消費生活上、特に配慮を要する消費者の消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、関係機関・団体が連携して、高齢者の見守り等の必要な取組についての情報交換、協議を行うことにより、市町村における協議会の設置及び活動の促進を図る。
- ・教育・法曹・メディア、事業者、消費生活、福祉の関係機関・団体、市町村、県による 3 4 団体等で構成。